

横浜市立高等学校（全日制）の入学選考手数料（受検料）・入学金の納付方法について
 ＜全日制課程及び横浜商業高等学校別科＞

横浜市立高等学校の入学選考手数料（以下受検料）・入学金は、原則として納付書により横浜市の指定金融機関にて納付していただきます。

横浜市立以外の中学校に在学中の方は、納付書を居住地の市町村教育委員会へ請求してください。

Ⅰ 受検料の納付について

1 納付方法

- (1) 納付書の「納付書兼領収書」、「収入済証明書」、「原符」、「受入済通知書」の4つの各該当欄に必要な事項（下記、記入例の太黒枠内）を記入または○で囲んでください。
- (2) 裏面の「2 金融機関での納付取扱期間」の納付期間中に、納付書裏面に記載している横浜市指定金融機関及び横浜市収納代理金融機関で、記入済の納付書を添えて受検料を納付してください。その際、金融機関から「納付書兼領収書」と「収入済証明書」（納付書の左2枚）が戻されますので、忘れずに受け取ってください。
- (3) 「納付書兼領収書」と「収入済証明書」を切り離し、「収入済証明書」のみを入学願書の裏面にのり付けしてください。「納付書兼領収書」は保管しておいてください。

《記入例》※横浜市立高校全日制・横浜商業高校別科用の納付書は文字や枠線等が「うぐいす色」で印刷されています。

納付書兼領収書 (本人保管用)	収入済証明書 (入学願書貼付用)	公 原 符	公 受入済通知書 (通称: ハンシ)
平成 31 年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者	平成 31 年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者	平成 31 年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者	平成 31 年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者
¥2,200	¥2,200	¥2,200	¥2,200
金融機関での取扱期間 氏 名 住 所 志望校 中学校名	金融機関での取扱期間 氏 名 住 所 志望校 中学校名	金融機関での取扱期間 氏 名 住 所	金融機関での取扱期間 氏 名 住 所 志望校 中学校名
○で囲む 氏名を記入 住所・TEL を記入 ○で囲む 中学校名記入	○で囲む 氏名を記入 住所・TEL を記入 ○で囲む 中学校名記入	○で囲む 氏名を記入 住所・TEL を記入	○で囲む 氏名を記入 住所・TEL を記入 ○で囲む 中学校名記入
発行局課 横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課 電話 045-671-3272	発行局課 横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課 電話 045-671-3272	発行局課 横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課 電話 045-671-3272	発行局課 横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課 電話 045-671-3272
① (納入保管)	② 金融機関等→納入者	③ 横浜市 (金融機関等保管)	④ 横浜市 (市保管)

金融機関から納付者に戻されます。

金融機関が回収します。

《記入が必要な項目》※記入漏れのないようにお願いいたします。

金融機関での取扱期間	該当の受検区分を○で囲んでください。(4か所)
氏 名	受検者の氏名を記入してください。(4か所)
住 所	受検者の住所を記入してください。(4か所) なお、電話番号についても忘れずに記入してください。
志望校	受検する学校名を○で囲んでください。(3か所)
中学校名	受検者が在籍する(した)中学校名を記入してください。(3か所)

受検料の納付にかかる注意事項

- 1 県立高等学校を受検する場合は、別紙「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- 2 川崎市立及び横須賀市立高等学校を受検される場合は、各自で志望校に納付方法をお問い合わせください。
- 3 次の場合は、入学願書提出の際に**高等学校の窓口にて現金で受検料を納付**してください。
 - ・ 二次募集の志願
 - ・ 「県立及び横浜以外の市立高等学校」から「横浜市立高等学校」への志願変更に係る受検料の再納付
 - ・ 「横浜総合高等学校及び戸塚高等学校定時制」から「横浜市立高等学校」の全日制課程へ志願変更する場合の受検料差額分の再納付

2 金融機関での納付取扱期間

＜全日制課程・横浜商業高等学校別科＞

	募集期間	入学選考手数料の納付期間
共通選抜	1/28 (月)～1/30 (水)	1/16 (水)～1/29 (火)
横浜商業高等学校別科	1/28 (月)～2/6 (水)	1/23 (水)～2/5 (火)

※募集期間の最終日は、金融機関では取り扱いませんので御注意ください。

※納付期間を過ぎてしまった場合は、受検料を高等学校の窓口にて現金で納付してください。

3 取扱金融機関

横浜市指定金融機関及び横浜市収納代理金融機関（納付書裏面に記載）

4 受検料の返還

一度納付された受検料は原則として返還しません。ただし、次のような場合は返還します。中学校または横浜市立高等学校に備え付けてある「還付申請書」に金融機関で受けとった「納付書兼領収書」をのり付けして、**募集期間終了日から 10 日以内に（下記(3)の場合は、決定後速やかに）横浜市教育委員会事務局指導部高校教育課へ提出してください。**（送付先住所は下記参照）

＜還付申請に応じる場合＞

- (1) 志望校が横浜市立高等学校ではないにもかかわらず、誤って横浜市立高等学校の納付書により受検料を納付してしまった場合
- (2) 受検料を納付した後、入学願書提出前に志望校を横浜市立以外の高等学校に変える場合や、志願そのものを取りやめた場合（願書提出後の志願変更の場合は返還しません）
- (3) 受検料を納付した後、出願前に減免申請書類を提出していた受検料について、減免の決定を受けた場合
- (4) 受検料を二重に納付してしまった場合

II 入学金（5,650 円）の納付について

入学金も受検料と同様に納付書で納付していただきます。詳しい納付手続や納付書の配布については、合格発表時に御案内します。

【お問い合わせ先】

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 横浜市教育委員会事務局 指導部 高校教育課
電話 045-671-3272（直通）

受付時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（土曜日・日曜日・祝日を除きます）

横浜市立高等学校（定時制）の入学選考手数料（受検料）・入学金の納付方法について ＜横浜総合高等学校及び戸塚高等学校定時制＞

横浜市立高等学校の入学選考手数料（以下受検料）・入学金は、原則として納付書により横浜市の指定金融機関にて納付していただきます。

横浜市立以外の中学校に在学中の方は、納付書を居住地の市町村教育委員会へ請求してください。

I 受検料の納付について

1 納付方法

- (1) 納付書の「納付書兼領収書」、「収入済証明書」、「原符」、「受入済通知書」の4つの各該当欄に必要事項（下記、記入例の太黒枠内）を記入または○で囲んでください。
- (2) 裏面の「2 金融機関での納付取扱期間」の納付期間中に、納付書裏面に記載している横浜市指定金融機関及び横浜市収納代理金融機関で、記入済の納付書を添えて受検料を納付してください。その際、金融機関から「納付書兼領収書」と「収入済証明書」（納付書の左2枚）が戻されますので、忘れずに受け取ってください。
- (3) 「納付書兼領収書」と「収入済証明書」を切り離し、「収入済証明書」のみを入学願書の裏面にのり付けしてください。「納付書兼領収書」は保管しておいてください。

《記入例》※横浜市立高校（定時制）用の納付書は文字や枠線等が「茶色」で印刷されています。

納付書兼領収書 (本人保管用)	収入済証明書 (入学願書貼付用)	公 原 符	公 受入済通知書 (電話 パンチ)
平成 31 年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者	平成 31 年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者	平成 31 年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者	平成 31 年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者
¥650	¥650	¥650	¥650
志望校及び金融機関での取扱期間	志望校及び金融機関での取扱期間	志望校及び金融機関での取扱期間	志望校及び金融機関での取扱期間
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
住 所	住 所	住 所	住 所
中学校名	中学校名	中学校名	中学校名
発行局課 横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課 電話 045-671-3272	発行局課 横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課 電話 045-671-3272	発行局課 横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課 電話 045-671-3272	発行局課 横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課 電話 045-671-3272
① (納入保管)	② 金融機関等→納入者	③ 横浜市 (金融機関等保管)	④ 横浜市 (市保管)

金融機関から納付者に戻されます。

金融機関が回収します。

《記入が必要な項目》※記入漏れのないようにお願いいたします。

志望校及び金融機関での取扱期間	受検する学校名及び受検区分に従い、「横浜総合 共通選抜」「戸塚 共通選抜」「戸塚 定通分割選抜」のいずれかを○で囲んでください。(4か所)
氏 名	受検者の氏名を記入してください。(4か所)
住 所	受検者の住所を記入してください。(4か所) なお、電話番号についても忘れずに記入してください。
中学校名	受検者が在籍する(した)中学校名を記入してください。(3か所)

受検料の納付にかかる注意事項

- 1 県立高等学校を受検する場合は、別紙「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- 2 川崎市立及び横須賀市立高等学校を受検される場合は、各自で志望校に納付方法をお問い合わせください。
- 3 次の場合は、入学願書提出の際に、**高等学校の窓口で現金で**受検料を納付してください。
 - ・ 二次募集の志願
 - ・ 「県立及び横浜以外の市立高等学校」から「横浜市立高等学校」への志願変更に係る受検料の再納付
 - ・ 「横浜総合高等学校及」及び「戸塚高等学校定時制」から「横浜市立高等学校の全日制課程」へ志願変更する場合の受検料差額分の再納付

2 金融機関での納付取扱期間

＜横浜総合高等学校・戸塚高等学校定時制＞

区 分	募集期間	入学選考手数料の納付期間
横浜総合・戸塚 共通選抜	1/28 (月) ～ 1/30 (水)	1/16 (水) ～ 1/29 (火)
戸塚 定通分割選抜	3/1 (金) ・ 3/4 (月)	2/18 (月) ～ 3/1 (金)

※募集期間の最終日は、金融機関では取り扱いませんので御注意ください。

※納付期間を過ぎてしまった場合は、受検料を高等学校の窓口にて現金で納付してください。

3 取扱金融機関

横浜市指定金融機関及び横浜市収納代理金融機関（納付書裏面に記載）

4 受検料の返還

一度納付された受検料は原則として返還しません。ただし、次のような場合は返還します。中学校または横浜市立高等学校に備え付けてある「還付申請書」に金融機関で受けとった「納付書兼領収書」をのり付けして、**募集期間終了日から 10 日以内に（下記(3)の場合は、決定後速やかに）横浜市教育委員会事務局指導部高校教育課へ提出してください。**（送付先住所は下記参照）

＜還付申請に応じる場合＞

- (1) 志望校が横浜市立高等学校ではないにもかかわらず、誤って横浜市立高等学校の納付書により受検料を納付してしまった場合
- (2) 受検料を納付した後、入学願書提出前に志望校を横浜市立以外の高等学校に変える場合や、志願そのものを取りやめた場合（願書提出後の志願変更の場合は返還しません）
- (3) 受検料を納付した後、出願前に減免申請書類を提出していた受検料について、減免の決定を受けた場合
- (4) 受検料を二重に納付してしまった場合

II 入学金（1,200 円）の納付について

入学金も受検料と同様に納付書で納付していただきます。詳しい納付手続や納付書の配布については、合格発表時に御案内します。

【お問い合わせ先】

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課
電話 045-671-3272（直通）

受付時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分（土曜日・日曜日・祝日を除きます）